

令和4年度 就学援助 の申請について

恵庭市では、経済的な理由により小・中学校への就学が困難と認められる世帯に対し、
学用品費・給食費など、学校で必要な経費を一部援助する「就学援助制度」を設けています。

恵庭市教育委員会

現在、就学援助を受けている方も、新たに申請書を提出する必要があります。
【収入の変化等により認定されない場合があります】

ア. 就学援助の対象となる世帯

【1】生活保護を受給しており、かつ令和4年度に修学旅行に参加する学年(小学6年生・中学3年生)の児童・生徒がいる世帯。

【2】世帯全員(血縁の有無に関わらず、現在同居している全員)の、令和3年1月～12月の収入合計金額が限度額を下回る世帯。

【3】失業や長期療養、家族状況の変化等により、著しく収入が悪化した世帯。

※生活保護が廃止・停止となった世帯が就学援助を受ける場合も、下記の申請が必要です。

世帯の人数	世帯構成例 ※ 同居している方全員を、同一世帯(同一生計)として取り扱います。	限度額の目安となる年間収入(給与収入のみの世帯の場合)	
		持ち家	借家等
2人	親(30歳) 子(8歳)	約305万円	約330万円
3人	親(35歳) 親(35歳) 子(10歳)	約365万円	約390万円
4人	親(41歳) 親(39歳) 子(14歳) 子(11歳)	約450万円	約480万円
5人	親(40歳) 親(36歳) 子(13歳) 子(10歳) 子(5歳)	約485万円	約510万円
6人	親(37歳) 親(35歳) 子(11歳) 子(8歳) 子(6歳) 子(4歳)	約520万円	約550万円

※ 年齢等により、限度額は変動します。

※ 二世帯住宅・間借り等は基本的に「同居」とみなします。ただし、生計が別である場合は、「証明する書類」を提出願います。
証明する書類:「それぞれの同年同月の電気・ガス・水道料金の検針票または領収書(契約者が確認できるもの)」の写し(コピー)

イ. 提出書類

1. 就学援助申請書 ※生活保護受給中の世帯は、申請書のみの提出となります。

2. 申請書に記入していただいた振込指定口座にかかる通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるもの)

3. 収入に関する書類(同居している全員分)

※書類は返却しませんので、必ず写し(コピー)を提出願います。

※書類に不備がある場合、再提出をお願いすることとなります。

①	給与収入のみの方	令和3年分 源泉徴収票の写し
②	給与以外の収入がある方	令和3年分 確定申告書の写し
③	①. ②以外の方 住民税申告をした方・令和3年に収入がない方	令和3年分 市民税・道民税申告書の写し 【6月以降申請する方】令和4年度 所得・課税証明書(令和4年6月以降に各市町村で発行します。)
以下の給付金を受給している場合		
④	① … 失業している方 : 雇用保険受給者証の写し(失業給付金を受給している方) ② … ひとり親世帯 : 児童扶養手当受給証書の写し ③ … 年金受給の方 : 国民年金・遺族年金・障害年金等の各種年金受給証明書または振込み通知書の写し ④ … 特別児童扶養手当制度に該当している方 : 特別児童扶養手当受給書の写し	

ウ. 提出先・提出期限・結果送付時期

※一番年長のお子様が在学する小・中学校へ提出願います。(教育委員会窓口でも受け付けます。)

	提出先	提出期日	年度途中の申請・変更
小・中学生どちらかの世帯	在学している小・中学校	令和4年3月3日(木)	
小・中学生両方の世帯	在学している中学校	【新規】申請は隨時受け付けます。認定された場合、書類を提出した月が「認定月」となります。	
新中学1年生が年長の世帯	在学している小学校		【変更】世帯人数の変更などがあった場合、再審査が必要となります。詳細は裏面にある連絡先にお問い合わせ願います。
新小学1年生が年長の世帯	入学を予定している小学校	令和4年4月4日(月)	
結果送付時期	提出期日までに申請した世帯は、5月中に各申請者宛に郵送します (認定された場合は「4月認定」となります)。 ※郵送前のお問い合わせには応じかねますのでご了承願います。		

※書類内容の不備や提出書類の不足等があった場合は、再提出等に時間を要するため通知が遅くなります。

●申請の際は、世帯の状況(住所、世帯員など)を正しく届け出て下さい。

申請内容に疑義がある場合は、同居人の有無などを詳しく調査・確認したり、住居の契約書写しなど、実態を証明する書類を求めたりすることがあります。

就学援助の認定を受けた後に、世帯の実態が就学援助の対象に該当しないことが判明した場合は、認定を取り消したり、支給金品を返還いただく場合があります。

◆◆◆裏面もご覧ください◆◆◆

工. 援助の種類

- 申請書に記載された指定口座へ振り込みます。
- 費目によって、学校長口座等に直接振り込まれるものもあります（「支給時期」の欄参照）。

費目	援助対象	支給額等	支給時期	通知郵送
学用品費	全ての小学生	11,630円（途中認定時：970円／月）	6月下旬： 学校長口座に教育諸費相当分を振込 3月下旬： 差額を保護者に支給	
	全ての中学生	22,730円（途中認定時：1,895円／月）		
通学用品費	小学2～6年生・中学2～3年生	2,270円（途中認定時：190円／月）	3月下旬	○
新入学用品費	小学1年生（4月認定のみ） ※令和3年度新入学となる方（小学校入学前に市内・市外を問わず未支給の方）	51,060円 ※通学用品費を含みます。 ※入学前支給は別途申請が必要です。	6月上旬	○
	中学1年生（4月認定のみ） ※令和3年度新入学となる方（小学6年時に市内・市外を問わず未支給の方）	60,000円 ※通学用品費を含みます。		
	小学6年生で令和3年度に恵庭市内の中学校に新入学となる方	60,000円 ※通学用品費を含みます。	3月上旬 (令和3年3月に申請した方は翌4月上旬)	
修学旅行費	修学旅行に参加した小・中学生 (修学旅行実施日までに認定)	実費 ※おみやげ・おやつ代など、対象外の経費があります。	実施から3ヵ月以内	○
校外活動費	校外活動に参加した小・中学生 (校外活動実施日までに認定)	経費の一部（交通費・見学費）について 小学生・・・1,600円を上限とする額 中学生・・・2,310円を上限とする額	実施から3ヵ月以内	○
校外活動費 (宿泊学習)	宿泊学習に参加した小・中学生 (宿泊学習実施日までに認定)	経費の一部（交通費・見学費）について 小学生・・・3,690円を上限とする額 中学生・・・6,210円を上限とする額	実施から3ヵ月以内	○
学校給食費	全ての小・中学生	実費（認定月より）	随時（給食センターに直接振込）	
体育実技用具費	小学1・4年生および中学1年生 (12月までに認定) ※スキー・スケート・柔道のうち、いずれかの授業がある	小学生（スケート授業あり）・・・11,810円 小学生（スキー授業あり）・・・26,500円 中学生（スキー授業あり）・・・38,030円 中学生（柔道授業あり）・・・3,800円を上限とする額 ※授業科目が重複する場合は、支給額が高いものとなります。	12月中旬	○
PTA会費	全ての小・中学生 ※世帯ごと（長子への支給）	経費の一部について 1,000円を上限とする額 ※支給時期後に認定の世帯は、原則保護者口座へ支給します（随時）。	8月下旬 (学校長口座に直接振込)	
生徒会費	全ての中学生	経費の一部について 1,000円を上限とする額 ※支給時期後に認定の世帯は、原則保護者口座へ支給します（随時）。	8月下旬 (学校長口座に直接振込)	
クラブ活動費	部活動に加入している、および部活動後援会費を負担している中学生	経費の一部について 5,000円を上限とする額	11月下旬	○
学校病医療費	学校病（トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿か疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯（むし歯）・寄生虫病）の治療を行う小・中学生	保護者負担分の実費 ※受診前に、教育委員会へ印鑑持参の上「医療券」の発行を受けてください。申請は学校でも受け付けます（発行に日数を要します）。	随時	○
日本スポーツ振興センター掛金	全ての小・中学生（4月認定のみ）	学校管理下で起きた災害時の保険に関する掛金	各学校と調整の上センターへ直接振込	

◆◇問い合わせ先◇◆

恵庭市教育委員会教育総務課
※申請書は恵庭市ホームページからも
印刷できます。
<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

TEL：(0123) 33-3131 (内線 1622)
FAX：(0123) 33-3137
E-mail : kyouisoumu@city.eniwa.hokkaido.jp